

令和 8 年度九十九里町障害者施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

令和 8 年 4 月制定

1 目的

障害者就労施設等の受注の機会を確保するため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）について、必要な事項を定める。

2 用語の定義

調達方針における用語の意義は、法の例による。

3 適用の範囲

この調達方針は、町が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の規定に基づき、国又は地方公共団体から助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条に規定する事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に規定する子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（次に掲げる要件をすべて満たすもの）
 - ① 障害者の雇用数が 5 人以上であるもの
 - ② 障害者の割合が従業員の 20% 以上を占めるもの
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上であるもの
 - ④ 障害者雇用促進法に規定する在宅就業者及び在宅就業支援団体

5 調達する物品等

特に分野を限定することなく、障害者就労施設が受注することが可能なものとする。

6 調達の推進

物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

7 調達実績の公表

調達実績については、毎会計年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等により、速やかに公表するものとする。

8 物品等の調達の目標

令和8年度の達成すべき調達の目標は、令和7年度の調達実績を基準とし、これを上回るよう努める。

9 その他

障害者の経済的な自立の促進に寄与するため、町が直接発注する物品・役務に限らず、庁舎やイベント等における自主製品の販売の場の提供など、可能な範囲で障害者就労施設等からの物品等の調達拡大が図られるよう支援を行うものとする。